

## 第1次答申の概要について

### 1. 前回検討の背景

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目については、平成11年中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等について」（以下「平成11年答申」という。）において、今後とも新たな科学的知見に基づいて必要な追加・削除等見直し作業を継続して行っていくべきとされている。

WHO（世界保健機関）が飲料水水質ガイドラインの全面改定（平成16年出版）が行われ、厚生労働省では、この内容を踏まえ、水道法に基づく水質基準を見直し平成15年5月公布している。

このような状況の中、平成14年8月15日環境大臣から中央環境審議会へ、「水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準等の見直しについて」諮問があり、新たな知見に基づき、適切な検討を加えることが必要であるとの認識の下、平成16年2月に答申を取りまとめた。

### 2. 前回検討の概要

#### （1）検討対象項目

- ①環境基準項目（検討当時26項目）
  - ②要監視項目（検討当時22項目）
  - ③WHO飲料水水質ガイドライン対象物質であって第3版で当時改訂が進められていた物質
- ただし、これらの検討対象項目のうち、農薬については検討対象から除外した。

#### （2）環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方

##### ①基本的考え方

環境基準項目については、平成5年中央公害対策審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」（以下「平成5年答申」という。）に示された考え方を踏まえ、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定する。

また、要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定する。

## ②選定のポイント

検討対象項目について、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中での検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、各項目の取扱いを判断することとする。特に、検出状況等については、検出率及び検出濃度のほか、物質特性、自然的要因等の検出要因について考慮して環境基準項目等に位置づけるべきか否かを判断する。

### (3) 環境基準項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

環境基準項目の基準値及び要監視項目の指針値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に設定する。

この場合、直接飲用による影響については、WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法を基に、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮する。特に幼少期において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて基準値及び指針値を設定する。また、水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られる魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。

### (4) 環境基準の適用に当たっての基本的考え方

人の健康の保護に関する環境基準については、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域、地下水を問わず全ての水域に適用することを基本とする。

### (5) 自然的原因による水質汚濁の取扱い

平成5年答申及び平成11年答申に示されているように、基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により環境基準健康項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当である。

なお、公共用水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮する必要がある。

## 3. 検討結果

第1次答申で取りまとめた検討対象項目の取扱いについては、以下のとおりである。

## (1) 新規項目

検討対象項目のうち、既存の環境基準健康項目及び要監視項目のいずれにも位置付けされていない5項目について、検出状況等から新たに要監視項目に位置付けるべきと判断した。(表1)

なお、個々の項目に対して検討を行った概要は以下の通りである。

表1 新たに追加する要監視項目

項目名	指針値
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
全マンガン	0.2mg/l以下
ウラン	0.002mg/l以下

備考 指針値は年間平均値とする。

### ①塩化ビニルモノマー

地下水において指針値の超過が見られるが、ジクロロエチレン類の分解生成物として塩化ビニルモノマーが検出されるといった知見もあり、塩化ビニルモノマーの検出が同物質による汚染の結果とは必ずしも言えない状況にある。このため、現時点においては、要監視項目として設定し、共存物質を含めた公共用水域等の検出状況、環境中での挙動等の知見の収集に努める必要がある。

### ②エピクロロヒドリン

公共用水域において指針値の超過が見られるものの限定的な検出状況であること、また、測定地点が少ないなどから、現時点においては、要監視項目として設定し、公共用水域等の検出状況等の知見の収集に努める必要がある。

### ③1,4-ジオキサン

公共用水域等において指針値の超過が見られるものの限定的な検出状況であること、またその中には汚染原因が不明なものも含まれることから、現時点においては、要監視項目として設定し、公共用水域等の検出状況、1,4-ジオキサンの取扱い状況、環境への排出状況等についての知見の収集に努める必要がある。

### ④全マンガン

公共用水域等において指針値の超過が相当程度あり、直接飲用による健康影響に関して懸念はあることから、環境基準等に設定するか否かについて検討を行っているが、土壌中に普遍的に存在する物質であること、水道がほぼ完全普及

している現状で浄水処理において除去可能な項目であることを考え合わせれば、検出状況如何に関わらず、環境基準として設定すべき性格の項目か否かについては議論があるところである。

このため、当面、要監視項目として設定し、現状の暴露経路、バックグラウンド濃度等について知見を収集しつつ如何に取り扱うべきかを含めて今後とも検討を継続する必要がある。

## ⑤ウラン

公共用水域等において指針値の超過が見られるが、測定地点が少なく、また、汚染源が不明で自然的要因と考えられる事例もあることから、現時点においては、要監視項目として設定した上で、公共用水域等での挙動、検出地点における原因究明など今後とも知見の収集に努める必要がある。

## (2) 既定項目

既定の環境基準健康項目については、検討の結果、従来通りの取扱いとすることが適当である。

また、既定の要監視項目のうち、p-ジクロロベンゼン、アンチモンについては、以下のとおり指針値を設定することが適当である。（表2）

その他の項目については、従来通りの取扱いとするのが適当である。

表2 指針値を見直す既定要監視項目

項目名	新たな指針値	現行の指針値
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l以下	0.3mg/l以下
アンチモン	0.02mg/l以下	—

備考 指針値は年間平均値とする。

### ①p-ジクロロベンゼン

従来の指針値 0.3mg/l を Naylor ら(1996)の知見をもとに 0.2mg/l に見直すべきである。変更する指針値に基づいた場合においても公共用水域等の検出状況から見て従来通り要監視項目とすることが適当である。

### ②アンチモン

従来から要監視項目として挙げられていたものの、指針値を設定していなかった項目である。過去の検出状況を見ると、今回の指針値を超過する状況も見られるが、非常に限定的な水域において検出されており、また、その中には自然由来によると考えられる検出も含まれている状況にある。これらを踏まえ、当面要監視項目として設定し、公共用水域等における検出状況等の知見の収集に努めるこ

ととするが、その結果を踏まえ3年を目途に環境基準項目に追加するか否かについて再度検討を行う。